

# 特 記 仕 様 書

令和 7 年度公共下水道試掘調査業務委託その 1

都市創造部下水河川事業課

## 1. 本仕様書の適用範囲

この仕様書については令和7年度公共下水道試掘調査業務委託その1の特記仕様書として開削工法に適用し、本仕様書に記載されていない事項は、大阪府発行の土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、土木工事管理基準及び高槻市下水道管渠工事共通仕様書による。

## 2. 事前確認

高槻市下水道管渠工事共通仕様書 1.1.11 のとおり、契約後速やかに、境界プレート等の引照点設置を実施し、監督員に結果報告書を提出すること。

## 3. 埋戻し工

埋め戻しに使用する材料については、原則再生クラッシャーラン(RC-40)とする。

## 4. 土留め工

掘削深が1.5mを超える場所については、必ず土留め工を施すこと。

なお、当該箇所の土質が著しく不良であり、1.5m以内であっても崩壊の危険がある場合は、土留め工を施すこと。

(建設工事公衆災害防止対策要綱参照)

施工については、高槻市公共下水道工事標準構造図 P11 及び高槻市下水道管渠工事共通仕様書「6章第3節土留め工」に記載しているとおりとする。

## 5. 発生土処分

本工事の発生土は、大阪府都市整備部が、令和6年度下半期建設発生土受入価格及び再生土販売価格調査仕様書に合致した受入等事業者として公表している再資源化施設に運搬するものとする。これにより難しい場合が生じたときは、監督職員と協議し、近隣の公的受入地への搬入を検討すること。また、公共工事間流用可能となった場合や公的受入地へ変更となった場合、処分費等に関して設計変更の対象とする。

## 6. アスファルト殻・コンクリート殻・廃路盤材処分

アスファルト殻・コンクリート殻・廃路盤材の処分については、再資源化施設に搬入すること。当設計では、殻発生現場から再資源化施設に直接運搬をおこなっています。他の場所に移動させ、一時保管して処理する場合は、監督員に必要書類を提出の上、承認を得るものとする。その際には協議の上、設計変更の対象とする。

建設廃棄物処理計画及び処分地先との契約書（コピー）・許可書を提出すること。

7. 仮復旧の維持管理

施工箇所が点在しているため、試掘調査後に交通の支障が出ないように維持管理に努めること。

8. 試掘調査成果品

試掘調査の成果品について、別紙「試掘調査手順書」を参照すること。

# 『 試 掘 調 査 手 順 書 』

令和 7 年度公共下水道試掘調査業務委託その 1

高槻市 堤町ほか 地内

## 1 注意事項

本試掘調査は、下記の地下埋設物を確認するものであるが、机上での埋設位置が不明確なものもあるため、監督員及び地下埋設物管理者の指示に従うこと。

## 2 確認箇所と確認物

### 【堤町】

- ① 水道管、電線管
- ② 水道管、雨水管、電線管
- ③ 水道管、雨水管

### 【五領町】

- ④ 水道管
- ⑤ 水道管、電線管
- ⑥ 水道管、電線管
- ⑦ 水道管、電線管
- ⑧ 水道管

## 3 現地地下埋設物の明示及び成果物について

- (1) 各試掘箇所について、仮復旧後は下記の色にてスプレー明示をすること。  
明示後は試掘場所ごとに写真を撮影すること。

|      |    |
|------|----|
| 水道管  | 青色 |
| ガス管  | 緑色 |
| 電気管路 | 橙色 |
| 下水道管 | 茶色 |
| 通信管路 | 黄色 |

- (2) 平面図、横断面図の作成

各試掘箇所の試掘結果については、平面図、横断面図を作成し提出すること。埋設物件については、下記の記入例を参考にし、管径・管種を記載し提出すること。埋設物件の高さについては、地盤面からの下がりだ

けでなく、本市が与える水準点を用いて基準高を測定すること。図面については紙図面以外に PDF 及び CAD 図面にて提出すること。

(記入例)

|                       |   |                |
|-----------------------|---|----------------|
| 上水道管 $\phi$ 50mmHIP 管 | → | W $\phi$ 50HIP |
| ガス管 $\phi$ 50mm 鋳鉄管   | → | G $\phi$ 50DIP |
| 汚水管 $\phi$ 100mm 塩ビ管  | → | S $\phi$ 100VU |

### (3) 写真管理

写真は調査箇所ごとに撮影することとし、着手前、竣工及び掘削から復旧までの段階ごとの写真（以下「工事写真」という。）と埋設物件の名称、管径、管種、位置、深度を黒板等に記載し、スタッフ及びリボンテープなどで埋設物件の位置が明確にわかる写真（以下「成果写真」という。）を別々に編集整理すること。また、ダイジェスト版を作成し提出すること。

なお、工事写真の路盤工及び舗装工は撤去、復旧時の厚さ、範囲の写真も撮影すること。

工事写真及び成果写真の提出については、竣工書類とは別に CD データとして一部提出すること。

## 【個人情報取扱特記事項】

※本契約における適用除外項目：第7第9第1項第2項及び第14第2項第3項第4項第5項

### （基本的事項）

第1 受注者は、委託業務、工事（以下「業務」という。）を行うに当たっては、受託者として、個人情報（個人情報保護法第2条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、個人情報の安全管理について、管理責任者の選任、個人情報保護責任者の指定等、内部における責任体制を構築するとともに、その体制を維持しなければならない。

### （収集の制限）

第2 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （目的外利用・提供の禁止）

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （漏えい、滅失及びき損の防止等）

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、当該個人情報を記録した媒体の性質に応じたものとしなければならない。

### （個人情報の漏えいの禁止）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （従事者の監督等）

第6 受注者は、業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修、教育等（情報システムを使用する委託業務の場合は、その管理、運用及びセキュリティ対策に関するものを

含む。)を実施しなければならない。

(個人情報の保護に関する誓約書)

第7 受注者は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、発注者が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。

(従事者への周知、罰則の教示等)

第8 受注者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、個人情報保護法及び番号法に規定する罰則の適用がある違反行為をした場合には、懲役又は罰金に処されることを教示しなければならない。

3 受注者は、従事者又は従事していた者が、前項の違反行為をしたときは、受注者に対しても罰金刑が科される旨を十分認識し、業務を処理しなければならない。

(作業区域等)

第9 受注者は、業務に係る個人情報を取り扱う場合は、発注者の管理権限が及ぶ区域で行わなければならない。ただし、クラウドサーバの使用等やむを得ず発注者の管理権限が及ぶ区域以外で個人情報を取り扱う必要があるときは、当該作業区域又は情報管理区域を限定するとともに、個人情報の保管施設の特定、入退室管理、警報装置の設置、耐震防火対策等、個人情報に係る安全対策を明確にした上で、事前に書面により発注者に申請し、その許可を得なければならない。

2 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前項の作業区域又は情報管理区域から個人情報を持ち出し、又はデータ移行をしてはならない。

(個人情報の授受等)

第10 受注者は、発注者との間で業務に関する個人情報を授受する場合は、受渡し記録簿により記録しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、前項の規定により複写し、又は複製する場合は、その対象を必要最小限に限るとともに、処理終了後は不要となった情報を発注者の指定する方法により速やかに消去しなければならない。

(記録媒体による成果物の表記)

第12 受注者は、個人情報記録された成果物を記録媒体で発注者に納品する場合は、ラベル等の表記について第三者が容易に識別できない措置を講じなければならない。

(情報システム等のセキュリティ対策)

第13 受注者は、業務において情報システム、電磁的記録媒体、電子メール等を使用して個人情報を取り扱う場合は、権限管理、アクセス制御、不正アクセスの防止、操作ログの取得、ウイルスチェック、暗号化、ファイヤウォールの設定、個人所有機器の使用制限、覗き見防止、バックアップその他情報の管理形態に応じたセキュリティ対策を講じなければならない。

(返還又は廃棄)

第14 受注者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、返還又は廃棄若しくは消去を実施しなければならない。

2 受注者は、業務において利用する個人情報(特定個人情報を含むものに限る。以下この項において同じ。)の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、業務において利用する個人情報の廃棄をする場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(再委託を行う場合における制限)

第15 受注者は、再委託先(派遣元事業主及び受注者の子会社を含む。)に個人情報を取り扱わせる場合には、複製の制限、セキュリティ対策、個人情報の滅失、毀損、漏えい等に係る報告、業務終了時における消去及び媒体の返還その他の個人情報の保護措置に関して、当該再委託先に対し同等の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理に係る記録の整備)

第16 受注者は、従事者名簿、従事者への研修実施簿その他個人情報の適正な取扱いの事後検証に必要となる記録を整備するものとする。

(立入検査等)

第17 発注者は、受注者が業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、受注者（業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この項において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、受注者におけるこの個人情報取扱特記事項に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第18 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者への報告、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第19 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第20 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。